

# 修繕費用の負担区分

## 10. 共同施設等①



①	屋外物置		⑤	掲示板	
	腐食、破損	指定管理者		破損	指定管理者
②	駐車場		⑥	集合ポスト	
	汚れ、扉の開閉不良	入居者		破損	指定管理者
③	駐輪場		⑦	ごみ集積所	
	破損、駐輪場灯の破損	指定管理者		壁、水栓の破損	指定管理者
	駐輪場灯の電球交換	団地		排水溝詰まり、清掃	団地
④	廊下灯		⑧	外灯	
	破損、作動不良	指定管理者		破損、作動不良	指定管理者
	電球の取替	団地		電球の取替	団地

- 腐食・反り・摩耗・破損についての基準は、機能に支障があるものに限ります。
- 修繕区分が「指定管理者」の場合でも、入居者の故意・過失、通常の使用方法与異なる使用により生じた修繕は、「入居者」負担となります。
- 団地または住戸タイプの違いにより、設置されている設備内容が異なる場合があります。
- 入居後（※入居費を含む）1カ月以内は、「入居者」負担の項目でも、必要に応じて「指定管理者」負担で修繕します。